

上田信用金庫の 《しんきん経営支援資金》

本資金の特徴 信用保証協会保証料の50%を当金庫が補助 !!

取扱期間を1年間延長 令和4年4月1日～令和5年3月31日

| | |
|---------------|--|
| お申込 いただける方 | 当金庫の営業エリア内に店舗または事業所があり、長野県信用保証協会の保証が得られる法人・個人事業主の方 |
| お使いみち | 事業性資金(運転資金・設備資金) 信用保証協会付お借入金の借換も可能(信用保証協会との協議が必要となります) |
| ご融資金額 | 最高2,000万円以内 (直近決算での平均月商の3ヶ月分と2,000万円の少ない金額が上限となります) |
| ご融資期間 | 1年以上5年以内(ただし、信用保証協会の承諾が得られる場合は7年以内) |
| ご返済方法 | 元金均等割賦返済 |
| ご融資利率 | 当金庫所定の利率(変動金利) |
| 信用保証料 | 長野県信用保証協会所定の信用保証料 優遇措置としてその保証料の50%を当金庫が補助いたします ただし、信用保証料を一括でお支払いの場合に限ります |
| 担保 | 長野県信用保証協会所定の保証 なお、必要に応じて別途担保を徴求する場合があります |
| 保証人 | 法人のお客様は原則代表者 個人事業主のお客様は原則不要 |

<ご注意事項>

- * 信用保証協会保証料の分割納入を選択された場合や条件変更による追加保証料は、本資金の保証料補助の対象になりません。
- * 変動金利はお借入期間中に当金庫短期プライムレートが改定された場合は、その変動幅と同じ幅でご融資利率を変更させていただきます。
- * 原則として期限前の繰上償還は出来ません。やむを得ず本資金を約定外の期限前返済をする場合は、当初の当金庫保証料補助分全額を期限前返済日に返済金と併せて返還していただきます。又、一部または全部繰上償還や条件変更を行う場合、当金庫所定の手数料がかかります。詳しくは、窓口または担当者までお問い合わせ下さい。